**「農」に親しむライフスタイル推進府民会議　規約**

（名称）

1. この会議は、「農」に親しむライフスタイル推進府民会議（以下「府民会議」という。）と称する。

（目的）

1. 府民会議は、府民が日常生活の中で、身近にある「農」をはじめとした大阪の「食

とみどり」に様々な形で関わりを持つことを促すための取り組みを展開することを目的とする。

（事業）

1. 府民会議は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
2. 会員相互の連絡提携及び情報の交換
3. 各会員が主催する、「農」に親しむ催事に対する後援等
4. 前各号のほか、府民会議の目的達成のために必要な事業

（構成）

1. 府民会議は、生産者団体、消費者団体、流通団体、地域活動団体および府民会議の活動に賛同する個人等により構成する。

　　２　府民会議に入会しようとするものは、別に定める手続きによるものとする。

（役員等）

1. 府民会議には、会長、会計、監事を置く。

　　２　会長は、総会の承認を得て、選出する。

　　３　会計及び監事は、会長が会員の中からそれぞれ会計を1名、監事を２名指名する。

　　４　それぞれの任期は１年とし、再任を妨げない。

（企画委員会）

1. 府民会議の事業の企画立案を行うため、企画委員で構成される企画委員会を設置する。

　　２　企画委員は、会員の中から推薦により会長が１０名程度任命する。

　　３　企画委員会は、必要に応じ、会長が企画委員及び会計を招集する。

　　４　企画委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（事務局等）

1. 本会の事務局は会長宅に置く。

（事業計画）

1. 府民会議は、毎年、事業計画を策定し、事業を実施する。

　　２　事業計画は、企画委員会が企画立案し、総会において決定する。

（総会）

1. 総会は、毎年１回、会長が招集し、その議長となる。

　　２　議事は、会員の２分の１以上が出席し、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。

（費用）

1. 府民会議が実施する事業費は、会員の納める年会費、寄付及びその他の収入を

　　　　　充てるものとする。

　　　２　年会費は、団体会費および個人会費とし、団体会費については１口に付き

１，０００円、個人会費については１口に付き５００円とし、１口以上を府民会議に納めるものとする。

　　　３　会費の請求に対し、3年間未納が続いた場合は未納の年度にさかのぼり退会した

ものとみなす。

（会計）

1. 府民会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（報酬）

1. 府民会議の構成員は、無報酬とする。

（雑則）

1. この規約に定めるもののほか、府民会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

（付則）

　　１　この規約は、平成１４年１１月１２日から施行する。

　　２　この規約は、平成２１年１０月８日から施行する。

　　３　この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

　　４　この規約は、平成28年７月２６日から施行する。

　　５　この規約は、平成30年5月22日から施行する。

　　６　この規約は、令和元年５月28日から施行する。